

平成27年度 いでは文化記念館運営協議会

平成28年3月25日（金）

15時00分

いでは文化記念館 研修室1

〈 次 第 〉

1. 委嘱状の交付
2. 開 会
3. 会長・副会長の互選
4. 会長挨拶
5. 協 議
 - (1) 平成27年度事業実施状況について
 - (2) 平成28年度事業計画（案）について
 - (3) その他
6. 閉 会

いでは文化記念館運営協議会委員名簿 案（任期：H27. 4. 1～H29. 3. 31）

NO.	区分等	氏 名	部 会	所 属 等	推薦根拠
1		島津 慈道		羽黒山正善院 住職	学識経験 出羽三山文化 鶴岡市文化財保護審議委員
2		粕谷 典史		宿坊組合組合長	地域連携
3		後藤 赳司		出羽三山山岳宗 教研究所主幹	学識経験・古文書
4		藤田 昌信		出羽三山神社 出羽三山歴史博 物館学芸課長	出羽三山文化
5		工藤 純平		NPO 蜂子山中	地域連携

（敬称略）

事務局体制（平成27年度）

	氏 名	所 属 等	備 考
1	伊藤 義明	羽黒庁舎産業課観光商工室長	
2	坂田 英勝	羽黒庁舎産業課観光商工室観光商工専門員	
3	伊藤 孝之	羽黒庁舎産業課観光商工室専門員	
4	日向 理恵	羽黒庁舎産業課観光商工室専門員	学芸員
5	今井 政和	羽黒庁舎産業課観光商工室主任	

指定管理者（羽黒町観光協会 平成28年4月1日から）

	氏 名	所 属 等	備 考
1	佐藤 茂	羽黒町観光協会事務局長	
2	吉住 弘幸	羽黒町観光協会観光推進員	
3	早坂 美津穂	羽黒町観光協会事務員	

平成27年度 いでは文化記念館事業 実績

1. 企画展示

(1)「第15回出羽三山の里フォトコンテスト入選作品展」

展示期間：平成27年4月16日(木)～6月22日(月)

展示内容：羽黒町観光協会で開催する『出羽三山の里フォトコンテスト』の入選作品を集め展示し、来館者に出羽三山の魅力を発信すべく企画展示を行った。

(2)「一修験の山・羽黒山一 知られざる信仰の証展」

展示期間：平成27年6月24日(水)～11月23日(月・祝)

展示内容：修験の山・羽黒山の文化財から歴史ある往古の羽黒山の姿を探求。仏像・版木・絵画などを展示し、信仰の証である文化財の後世への継承の重要性を伝えた。

(3)「一お山がつなぐもの一 来山文学者から探る出羽三山」

展示期間：平成27年12月2日(水)～平成28年4月18日(月)

展示内容：出羽三山は松尾芭蕉をはじめとして多くの文人が来山しており、道中の見聞等からそれぞれの感性でお山を表現し、文学作品を残した。出羽三山を書いた文学者とその作品13点のパネルを展示、“文学の山”という視点で出羽三山を紹介した。

2. いでは文化記念館企画展示記念講演会

(1) 演題／『山岳信仰の山々とその遺宝…大峯山、男体山、そして出羽三山…』

○講師／原田 昌幸氏（文化庁美術学芸課主任文化財調査官）

○日 程／9月13日(日) 13:30～15:00

○目 的／企画展示「羽黒地域の文化財」記念講演会として専門的な面から文化財を分析・解説していただいた。山岳信仰のお山の景観、また出土遺物の特徴を概観し、全国の修験の山々との比較から羽黒山における信仰の特性、お山の魅力を講話していただき、地元文化の再認識をした。

○関係団体／いでは文化記念館・出羽三山神社・羽黒町観光協会

○参加人数／52名

3. 「羽黒山歴史探訪～門前町編～」

羽黒山信仰を連綿と支えてきた門前町・手向地区。修験者が住み信仰の歴史を伝える文化財が点在する門前町の歴史にスポットをあてその魅力を探った。

(1) 『羽黒山麓・黄金堂のなぞ～その信仰と今昔～』

- 講師／長南 弘道 氏（羽黒山荒澤寺正善院副住職）
- 日程／10月11日（日） 9:30～12:00
- 参加人数／30名
- 目的／手向宿坊街の真ん中に位置する正善院黄金堂。羽黒山の数あるお堂の中でも重要な位置を占め境内は一大伽藍を形成していたことから現存する江戸時代の絵図から現在までのお堂の変遷等みていった。
- 共催／羽黒町観光協会

(2) 『門前町の文化財と小路めぐり』

- 講師／渡部 幸 氏（出羽三山歴史博物館学芸員／鶴岡市文化財保護審議委員）
- 日程／10月17日（土） 10:00～16:00
- 目的／羽黒修験に関わる門前町の文化財の解説を聞きながら、知られざる小路（寺【金剛樹院】小路・馬走り【的場】小路・自坊小路・真田小路）を探索。金剛樹院の文化財見学後、精進料理の昼食を楽しんだ。
- 参加人数／30名
- 共催／羽黒町観光協会

4. 古文書解読・歴史講座『出羽三山を読む』

- 目的 出羽三山に関する歴史的史料を紐解き、古文書の解読技術の向上と出羽三山の歴史を広く学ぶ機会とする。
- 講師 後藤 赴司 氏（出羽三山山岳宗教研究所 主幹）
- 会場 いでは文化記念館レクチャーホール
- 日時 6月～11月まで 毎月第2・4木曜日
- 回数 全12回

平成18年度から実施している事業で、これまで参加者の要望等も反映しながら年々講座内容を充実させてきた。平日開催に関わらず参加者が多く、出羽三山の歴史の学習も含め古文書の解読に熱心である。

23年度からは、古文書と合わせて実地研修を実施し、年々参加者の理解と興味が深まっている。参加者からは、それぞれの地域に存在する出羽三山関係の古文書についての問い合わせもあり、新たな歴史史料の発掘も期待できる。

このような参加者の意識の広がりや、重要史料の散逸や消滅の防止となり、地域の歴史と文化の継承につながっていく。

※H27実績 講座回数 全10回、申込者44名、述べ参加者271名

5. やさしい羽黒修験講座『羽黒山伏の世界』

■目的 奥深い羽黒山の歴史と羽黒修験の世界を噛み砕いて学び、日本屈指の修験文化を持つ山であることへの地元の方々の意識向上をはかり発信・誘客につなげるため開催した。羽黒山修験本宗からの羽黒山の修験文化の発信は初であり精神文化を伝えるための貴重な機会となった。

■講師 長南 弘道氏（羽黒山荒澤寺正善院 副住職）

■会場 第1・3回目：いでは文化記念館レクチャーホール

第2回目：羽黒山正善院黄金堂

第4回目：手向地区地域活動センター

■日時・内容・参加者数

5月23日（土） 第1回 「日本の修験と羽黒山」 参加人数：38名

6月28日（日） 第2回 「羽黒修験と般若心経」 参加人数：51名

7月26日（日） 第3回 「山伏装束から見る羽黒修験」 参加人数：33名

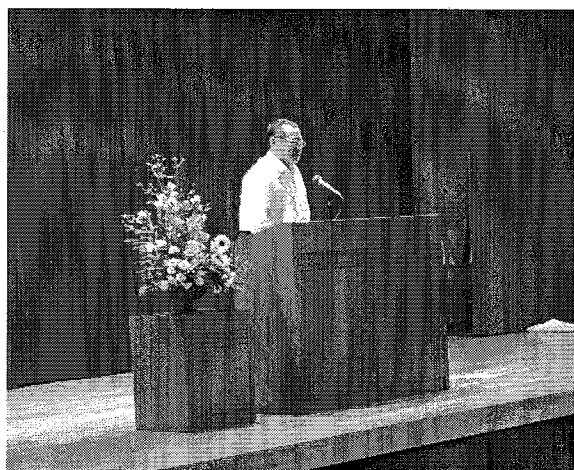
9月20日（日） 第4回 「お札と修験者」 参加人数：29名

※時間はいずれも 13:30～15:00

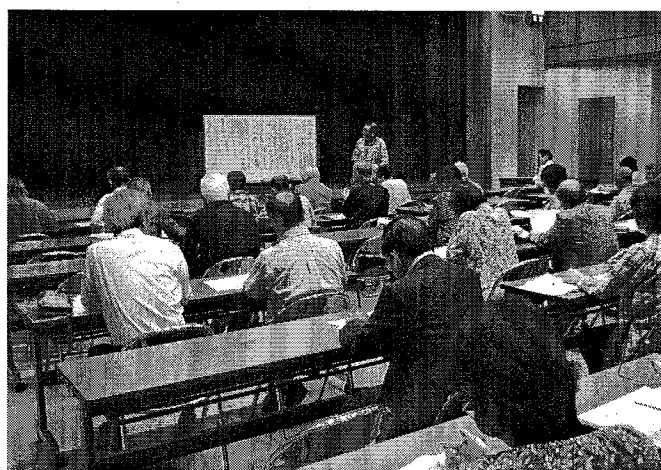
6. 第57回奥の細道羽黒山全国俳句大会

■日時 9月26日（土）－前夜祭 参加人数：38名

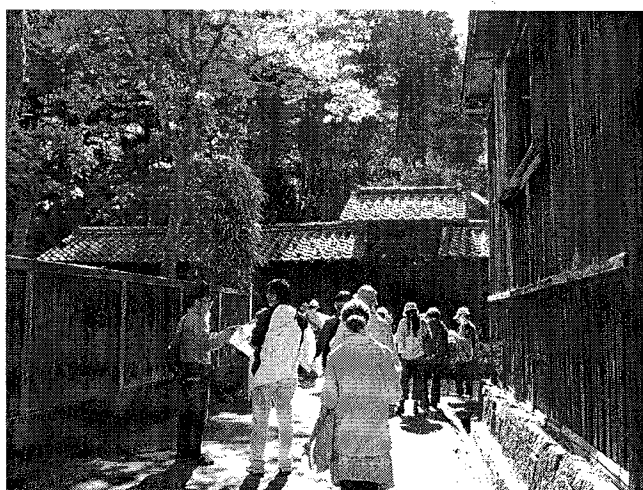
27日（日）－本大会 参加人数：51名



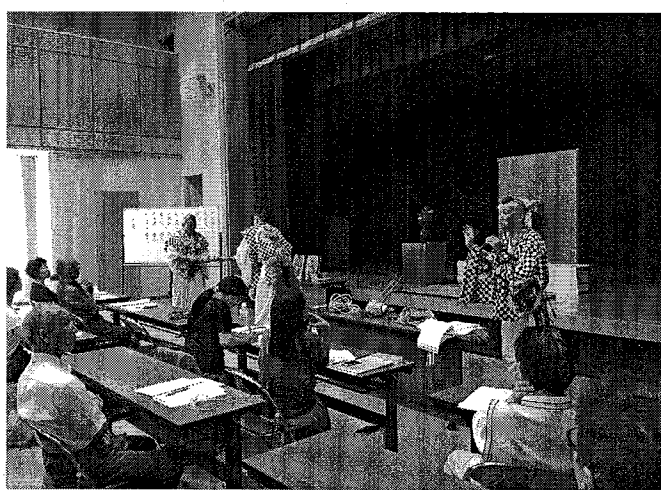
企画展示記念講演会（原田 昌幸氏）



古文書解説・歴史講座



羽黒山歴史探訪「門前町の文化財と小路めぐり」



やさしい羽黒修験講座

H27年度いでは文化記念館 入場 人数・売上 年間集計表 (平成28年3月23日現在)

個人客											
月	大人		高・大学生		小・中学生		共通入館券		切手	合計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	人数	金額
4	209	¥82,000	0	¥0	3	¥600	0	¥0	6	218	¥82,600
5	555	¥219,400	1	¥300	18	¥3,600	0	¥0	1	575	¥223,300
6	361	¥142,400	6	¥1,800	11	¥2,200	0	¥0	12	390	¥146,400
7	712	¥279,400	3	¥900	27	¥5,400	0	¥0	42	784	¥285,700
8	1006	¥394,000	51	¥15,150	84	¥16,600	0	¥0	12	1,153	¥425,750
9	692	¥274,000	13	¥3,900	14	¥2,800	0	¥0	0	719	¥280,700
10	662	¥261,800	1	¥300	4	¥800	0	¥0	16	683	¥262,900
11	346	¥137,800	3	¥900	26	¥5,200	0	¥0	10	385	¥143,900
12	61	¥24,400	1	¥300	2	¥400	0	¥0	0	64	¥25,100
1	35	¥13,800	0	¥0	0	¥0	0	¥0	0	35	¥13,800
2	66	¥26,400	1	¥300	0	¥0	0	¥0	0	67	¥26,700
3	58	¥23,000	3	¥900	2	¥400	0	¥0	1	64	¥24,300
計	4763	¥1,878,400	83	¥24,750	191	¥38,000	0	¥0	100	5,137	¥1,941,150

団体客											
月	大人		高・大学生		小・中学生		共通入館券		切手	合計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額			人数	人数	金額
4	0	¥0	0	¥0	0	¥0			0	0	¥0
5	0	¥0	46	¥11,500	0	¥0			0	46	¥11,500
6	64	¥22,400	0	¥0	0	¥0			0	64	¥22,400
7	103	¥35,800	0	¥0	84	¥10,200			0	187	¥46,000
8	140	¥49,000	22	¥5,500	0	¥0			0	162	¥54,500
9	108	¥37,800	13	¥3,250	0	¥0			0	121	¥41,050
10	120	¥42,000	0	¥0	0	¥0			0	120	¥42,000
11	40	¥14,000	0	¥0	1	¥100			0	41	¥14,100
12	19	¥6,650	0	¥0	0	¥0			0	19	¥6,650
1	0	¥0	0	¥0	0	¥0			0	0	¥0
2	0	¥0	0	¥0	0	¥0			0	0	¥0
3	0	¥0	0	¥0	0	¥0			0	0	¥0
計	594	¥207,650	81	¥20,250	85	¥10,300			0	760	¥238,200

月	展示入場者合計		施設使用		トイレ・ 休憩来館 者数
	個人・団体		人数	金額	
4	218	¥82,600	26	¥0	710
5	621	¥234,800	651	¥13,220	2,736
6	454	¥168,800	467	¥6,400	1,695
7	971	¥331,700	464	¥24,920	2,424
8	1315	¥480,250	486	¥35,880	4,469
9	840	¥321,750	850	¥25,440	3,184
10	803	¥304,900	195	¥14,480	2,908
11	426	¥158,000	2	¥33,940	1,821
12	83	¥31,750	0	¥840	282
1	35	¥13,800	0	¥0	125
2	67	¥26,700	79	¥3,200	327
3	64	¥24,300	189	¥12,800	364
合計	5897	¥2,179,350	3409	¥171,120	21,045

総合計		
人数	金額	月
244	¥82,600	4
1272	¥248,020	5
921	¥175,200	6
1435	¥356,620	7
1801	¥516,130	8
1690	¥347,190	9
998	¥319,380	10
428	¥191,940	11
83	¥32,590	12
35	¥13,800	1
146	¥29,900	2
253	¥37,100	3
9306	¥2,350,470	

平成28年度 いでは文化記念館企画展示（案）

（1）展示名 「第16回出羽三山の里フォトコンテスト入選作品展」

展示期間：平成28年 4月21日（木）～ 6月27日（月）

展示内容：羽黒町観光協会で開催する『出羽三山の里フォトコンテスト』の入選作品を集め展示し、来館者に出羽三山の魅力を発信し誘客の契機を目的とする。

（2）展示名 「—お山のにぎわいと江戸の流行仏—

江戸時代の羽黒山とお竹大日如来展（仮）

展示期間：平成28年 6月30日（木）～11月28日（月）

企画趣旨：江戸時代の羽黒山の組織（絵図・書状）、参拝者の来山によるお山の隆盛（「お山参り」関係資料）、遠く離れた地で流行った羽黒山の信仰（於竹大日如来）を取り上げ、様々な角度から隆盛をきわめた江戸時代の羽黒山信仰の実態を探る。

（3）展示名 「収蔵絵画展 ～三浦恒祺「羽黒地域の茅葺民家」～ 」

展示期間：平成28年12月1日（木）～平成29年4月17日（月）予定

展示内容 当館所蔵資料の中から郷土の画家・三浦恒祺氏の羽黒地域の茅葺民家の絵画を一同に展示する。現在解体している家屋など、貴重な姿を偲ぶ。
三神合祭殿の宮大工と茅葺きの技を写真パネル等で紹介する。

【案①】企画展示記念イベント 「お竹大日如来と大日堂」（仮）

●内容

①「女性の鏡—お竹大日如来」（仮） 13：40～14：40

「羽黒修験が解くお竹大日物語」（仮）

法話：交渉中

②「知られざる羽黒山の歴史的建造物—於竹大日堂解説—」（仮）

14：40～15：40

解説：高橋 洋二 氏（宮大工・加藤工匠・伝統建築技能者）

●日時／9月 （日） 13：30～16：00

●場所／於竹大日堂（羽黒山正善院黄金堂境内）

○目的／企画展示「江戸時代の羽黒山とお竹大日如来展」記念イベントとして、「於竹大日如来」が祀られている羽黒山正善院黄金堂境内にある於竹大日堂において「於竹大日如来」、そして昨年修復が完了し、今年御開帳する於竹大日堂について理解を深めていただくため開催する。

○協力／羽黒山荒澤寺正善院

平成28年度 いでは文化記念館事業（案）

①古文書解読・歴史講座『出羽三山を読む』

- 目的 出羽三山に関する歴史的史料を紐解き、古文書の解読技術の向上と出羽三山の歴史を広く学ぶ機会とする。
- 講師 後藤尙司氏（出羽三山山岳宗教研究所 主幹）
- 会場 いでは文化記念館
- 日時 6月～10月まで 毎月第2・4木曜日
※いずれかの回1回は実地研修
- 回数 全10回
- 平成28年度使用テキスト…羽黒山別当関係文書（いでは文化記念館所蔵古文書）

平成18年度より実施している事業で、参加者の要望等も反映し講座内容を年々充実させてきた。平日の開催にも関わらず、多くの皆さんが興味を持ち出羽三山の歴史の学習も含め古文書の解読に熱心である。23年度より実地研修も実施、古文書と合わせて現地を見学することで年々参加者の理解と興味も深まっている。

参加者の地域に存在する出羽三山関係古文書の問い合わせも出てきていることから今後新たな歴史史料の発掘も期待でき、また、それぞれの地域の歴史と文化の継承への一助にもなっている。こうした参加者の意識を広げていくことで重要史料の散逸・消滅の防止にもつながる。

出羽三山の歴史・文化を継承するべく人材育成のために今後とも継続して事業を実施していくとともに、新しい世代の発掘を行う。

— 古文書解読・歴史講座参加人数 —

実施年度	申込者数	延べ人数
平成18年度（講座回数：全14回）	17名	152名
平成19年度（講座回数：全13回）	35名	254名
平成20年度（講座回数：全12回）	50名	300名
平成21年度（講座回数：全13回）	67名	373名
平成22年度（講座回数：全11回）	53名	293名
平成23年度（講座回数：全12回）	54名	325名
平成24年度（講座回数：全12回）	55名	324名
平成25年度（講座回数：全12回）	46名	227名
平成26年度（講座回数：全12回）	52名	238名
平成27年度（講座回数：全10回）	44名	271名

② 羽黒山歴史探訪

いでは文化記念館設置趣旨である「出羽三山文化の学習活動を高め、もって地域文化振興に資する」ため実際に周辺史跡を探訪し、羽黒山の深い歴史を身近なところから知る機会を作り地元の文化財の見直し、次世代への継承、保存意識の啓発を目的とする。

(1) 「門前町・手向を歩く パートⅠ 大鳥居～金剛樹院～自坊小路(仮)

○講師／交渉中

○日 程／ 9月 () 9:00～13:30

○目 的／大鳥居から中の坂、赤坂薬師神社、金剛樹院、的場小路、自坊小路を歩きます。
宿坊・宮下坊で護摩祈祷と精進料理をいただきます。

○コース／ 大鳥居－中の坂－赤坂薬師神社－庚申碑－案内所－金剛樹院－的場小路
－六字橋跡－自坊小路－黄金堂－昼食(宿坊) 解散

(2) 「(松尾芭蕉編) ～芭蕉の足跡をたどる－羽黒山編－～」(仮)

○先達／交渉中(宿坊)

○日 程／ 10月 () 9:00～14:00

○目 的／元禄二年、松尾芭蕉が来山し三山登拝、羽黒山に滞在した芭蕉の足跡をたどる。
俳句関係句碑も探訪する。昼食は山頂の斎館で芭蕉膳を楽しむ。

○コース／関司呂丸屋敷跡－宿坊街－随神門－石段－二の坂茶屋で休憩(力餅)－
御本坊跡－南谷－山頂史跡(三山句碑)－斎館で芭蕉膳 解散

いでは文化記念館冷暖房料金の設定について

いでは文化記念館の使用時における冷暖房料金を、他の施設と同様、レクチャーホールや会議室等についても、新たに設定するものです。

なお、冷暖房料金設定について、鶴岡市いでは文化記念館設置及び管理条例施行規則の一部改正を行います。

新) 平成28年7月1日より施行

区分	冷暖房料	備考
レクチャーホール	600円	1 1時間当たりの額とする。 2 使用時間の計算において、1時間未満の端数が生じた場合はこれを1時間に切り上げる。
制作室	50円	
創作室	50円	
レクチャールーム	50円	
会議室	50円	
和室	50円	
研修室	50円	
企画展示室	440円	1日当たりの額とする。

現行)

区分	冷暖房料	備考
企画展示室	440円	1日当たりの額とする。

いでは文化記念館使用料等の減免に関する要綱

(目的)

- 1 この要綱は、いでは文化記念館設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年鶴岡市第209号。以下規則という。）第7条の規定に基づき、いでは文化記念館の入館料・使用料の減免に関する事項を定めることを目的とする。

(入館料の減免)

- 2 入館料の減免の対象及び減免する割合は、次のとおりとする。

○減免申請書の提出を要する場合

- (1) 市内に所存する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校又は特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）の生徒又は学生が教育活動として教職員等に引率されて入館する場合 全額免除
- (2) 市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第26号）に規定する保育所又は学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校小学部中学部の児童及び生徒の育成活動及び教育活動として教職員等に引率されて入館する場合 全額免除
- (3) 教育活動及び育成活動の引率として教職員等が入館する場合 全額免除
- (4) 本市が受け入れた視察団等が入館するとき 全額免除
- (5) 宿坊関係者の引率により入館するとき 個人の額の5割に減額

○減免申請書の提出を要しない場合

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳または療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けている者（以下「心身障害者」という。）が入館する場合 個人の額の5割に減額
但しこの場合は身体障害者手帳等を係員に提示しなければならない。
- (2) 心身障害者を介助するために同行する者が入館する場合（免除の対象となる者は、心身障害者1人につき1人に限る。） 全額免除
但しこの場合は身体障害者手帳等を係員に提示しなければならない。
- (3) いでは文化記念館が主催する事業で企画展示等の観覧学習と一体的になす講演会・シンポジウム等に参加するとき 個人の額の5割に減額
- (4) 観光客を案内してきた添乗員・ガイド・バス及びタクシー運転手・観光ボランティアガイド等が入館する場合 全額免除

(施設使用料の減免)

- 3 施設使用料の減免の対象及び減免する割合は、次のとおりとする。
- (1) 市内に所存する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校又は特別支援学校高等部の生徒又は学生と引率する教職員等が教育活動として使用する場合 全額免除
 - (2) 市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第26号）に規定する保育所又は学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校小学部中学部の児童又は生徒と引率する教職員等が教育活動及び育成活動として使用する場合 全額免除
 - (3) 本市又は本市教育委員会が主催又は共催する事業で使用するとき 全額免除
 - (4) 本市又は本市教育委員会が実行委員会として参画する事業で使用するとき 全額免除

(企画展示室使用料の減免)

- 4 施設使用料の減免の対象及び減免する割合は、次のとおりとする。
- (1) 本市に在住する個人又は本市出身者のとき 全額免除
 - (2) 本市に在住する者が2分の1以上の組織又はグループのとき 全額免除

この要綱は、平成17年10月1日より施行する。

平成18年4月1日 一部改正

平成28年4月1日 一部改正

いでは文化記念館における飲酒に関する要綱

(目的)

- 1 この要綱は、いでは文化記念館設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年鶴岡市規則第209号。以下規則という。）第9条の規定に基づき、いでは文化記念館における飲酒に関する事項を定めることを目的とする。

(飲酒制限の例外)

- 2 飲酒制限の例外は次のとおりとする。この場合の飲酒の場所は、レクチャーホールのみとする。
 - (1) 本市又は本市教育委員会が主催又は共催する事業で、管理運営上支障ないと認められるとき。
 - (2) 本市又は本市教育委員会が実行委員会として参画する事業で、管理運営上支障ないと認められるとき。
 - (3) 市、県、広域、観光協会等が誘致する大会等で、管理運営上支障ないと認められるとき。

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

改正

平成26年3月20日条例第57号

平成27年9月25日条例第35号

鶴岡市いでは文化記念館設置及び管理条例

(設置)

第1条 本市の貴重な文化資源である出羽三山に関係のある資料等を保存し、及び展示することで、出羽三山文化の学習活動を高め、もって地域の文化振興に資するため、いでは文化記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
いでは文化記念館	鶴岡市羽黒町手向字院主南72番地

(運営協議会)

第16条 いでは文化記念館の組織及び運営に関する事項の調査及び検討並びに協議を行うことを目的として、いでは文化記念館運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第17条 協議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 協議会の委員は、学識経験者その他から市長が委嘱する。
- 3 協議会に、展示部会及び事業部会を置く。
- 4 協議会に、顧問を置くことができる。

(任期)

第18条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第19条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第20条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第21条 展示部会及び事業部会に部会長を置き、会長及び副会長がその職に当たるものとする。

2 展示部会は企画及び常設展示を、事業部会は事業の実施及び入館・売店・喫茶運営の協議を行う。

(報酬)

第22条 市長は、委員に報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、鶴岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年鶴岡市条例第57号）に定めるところによる。

(庶務)

第23条 協議会の庶務は、羽黒庁舎において処理する。